

第186回統計委員会 議事録

1 日 時 令和4年12月21日（水）15:00～16:02

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、櫛 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司、小西 葉子、成田 礼子

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計
局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情
報政策、労使関係担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計
グループ統計企画室長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調
査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長

政策統括官（統計制度担当）：阪本政策統括官、稲垣統計企画管理官、上田次長

4 議 事

- （1）諮問第166、167号「医療施設調査・患者調査の変更について」
- （2）諮問第168号「漁業センサスの変更について」
- （3）部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第186回統計委員会を開催いたします。

本日は、秋池委員と村上委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告について説明がございます。本日は、このような議事にしたいと考えます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな運営に向けましてよろしくをお願いいたします。

○椿委員長 それでは、議事に移ります。諮問第166号、167号医療施設調査・患者調査の変更について、まず、総務省政策統括官室から御説明をよろしくをお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の統計審査官、内山でございます。本日もよろしくお願いいたします。

資料は、1-1から1-4になります。今回諮問する調査が二つございますので、諮問資料自体は、1-2と1-3に分かれておりますが、諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から医療施設調査と患者調査、それぞれについて変更申請がございましたので、これに対して、総務大臣が承認の適否を判断する、その手続の一環として、統計委員会の御意見をお聞きするものでございます。

具体的な説明につきましては、いつもながら資料1-1の概要資料で行いますが、本日は概要資料を補足する関係で資料1-4も準備しておりますので、併せて御説明いたします。若干長くなりますことをあらかじめ御容赦賜れば幸いです。

まず、資料1-1の1ページでございます。個別説明の前に、医療施設や、そこで医療サービスを受ける患者の方々の実態に関する主な統計調査について図にまとめてみました。今回諮問する調査を含む大まかな関係図ということですので、詳細は割愛いたしますが、基幹統計調査については、医療施設調査と患者調査があつて、それを補う形で医療機関を対象にする病院報告、それから、患者御本人を対象にする受療行動調査という調査がございます。医療施設調査は毎月自治体から報告を求める動態調査、それから、3年に一度、医療機関の全数から詳細を聞く静態調査に分かれます。患者調査も静態調査と同じ3年周期ですが、標本調査であり、病院や診療所に対して、そこで受診された患者の傷病の状況を聞くという調査です。そして、医療施設調査の静態調査、患者調査共に3年周期で医療機関を対象に行われますので、以前から毎回一緒に諮問しているものでございます。

なお、いつもは、資料で薄い赤の網掛けを付けておりますが、静態調査と患者調査の範囲で諮問しております。今回も計画の変更が出ているのは専らこの範囲です。しかしながら、今回は、脚注にも記載いたしましたけれども、今年の8月に統計委員会から示された建議におきまして、動態調査における遅延調査票の扱いについて課題が出ております。つきましては、今回の諮問審議の機会を捉えて、厚生労働省における課題への対応状況につきましても、御確認いただく予定でおります。

それでは、2ページで、今回諮問されるそれぞれの調査の概要を御説明いたします。

まず、上半分の医療施設調査でございますが、3年周期の静態調査は、医療機関の全数、毎月行う動態調査につきましては、医療法令に基づいて病院などから各種届出を受け付ける自治体の全数を対象にしています。

調査事項については、静態調査が施設内での活動の詳細について把握するものである一方で、動態調査といたしますのは、診療科目や病床数など、施設のアウトラインの変化を把握するものとなっています。

一方、下半分の患者調査でございますが、施設を抽出した上で、指定した日の外来、入院の患者の方々の状況、あるいは一定の期間における退院者の状況を調べるというものでございます。

調査票の名称に奇数票、偶数票とありますけれども、これは調査対象になった施設に対して、患者全員の詳細な報告を求めることは負担になるということから、患者の方の生年月日、こちらの末尾が奇数の場合には詳細に回答してもらい、末尾が原則偶数の場合には、入院、外来の別など、限られた事項のみ聞くということで、情報収集と負担軽減のバランスを取っていると聞いてございます。

両調査の概要は以上のとおりでございますが、医療施設、患者調査とも、医療機関に対して異なる観点から情報を頂くということで、次の3ページ目に記載した利活用状況におきましても、行政施策上の利用において、両調査に共通する利活用のほか、それぞれ異なる利活用があります。

また、医療施設調査については、医療機関の全数調査ということもございますので、得られた情報から医療施設基本ファイルという名簿を作成して、他の調査の母集団情報として利用されています。

では、今回予定されている変更点は何かということについて、4ページ以降で説明をいたします。

変更事項として大きく3点ございます。

まず、4ページ、調査事項の変更でございますが、実質的な変更がたくさんあるわけではなく、医療施設調査において、施策上、あるいは法令改正を受けていくつか追加するという一方で、利活用状況も踏まえて優先度が低い調査事項については削除するといったものです。

患者調査につきましては、そのページの脚注の3番に書いてございますが、今回、レイアウトの変更など形式変更のみで、実質的な調査事項の変更はございません。

次に、5ページに参ります。公表時期等の変更です。これは両調査に関するものでありますとともに、前回答申時の課題対応となります。もともと医療施設調査、患者調査とも確定数のみで公表されていたのですが、公表は1年を少なからず超えるという状況が続いておりました。とはいえ、利活用としては確定値が最重要でございます。

そこで、前回の諮問審議の結果、資料の中央、枠囲みの一つ目の矢羽根になりますけれども、確定数の公表早期化を検討して結論を得るまでの暫定的な対応ということで、前回調査では概数公表が実施されました。資料の上の表にあるとおりです。

しかしながら、同じ枠囲みの二つ目の矢羽根のとおり、その後、前回答申の課題である確定数の公表早期化にある程度めどが立った一方で、前回調査において、概数の公表作業と確定数の集計作業を並走して行ったことによりまして、事務が大幅に煩雑化したという実態があるとのことでございます。

また、加えて申し上げると、概数が公表されたときに、確定数の公表はまだなのかという照会が多数あって、むしろ確定数のニーズの強さが改めて認識されたとのことでございます。

そこで、今回、確定数の公表スケジュールを前倒しして、それに伴い、いわば暫定的な対応であった概数公表を取りやめて、集計を元どおり確定数に一本化するというものでございます。

変更事項の最後としては、6ページになります。患者調査の調査計画上の記載修正というものです。簡潔に申し上げますと、患者調査におけるサンプルの選定プロセスについて、調査計画にできるだけ明確に書こうというもので、実態を変更するものではありません。

資料では、現行計画の記載と実際の取扱いを上下に分けて書いておりますが、現行の計画上は、上のおり、医療施設基本ファイルから患者調査のサンプルを直接選ぶといったような形で書かれています。

1ページでも御紹介した受療行動調査が平成8年に始まるまでは、この流れでございました。ですが、受療行動調査の開始後は、下の実際の取扱いに記載のとおり、受療行動調査のサンプルを別途選定しておいて、最終的に、これらを患者調査のサンプルにも充てるという形に変更されています。サンプルの選定全体として見れば、医療施設基本ファイルから患者調査のサンプルを選んでおりますので変わりはないのですが、そのプロセスが計画上、明確にされていなかったということになります。

これが資料中央枠囲みの二つ目の矢羽根に記載のとおり、令和2年調査、つまり、前回調査になりますけれども、こちらを対象に行った厚生労働省における自己点検、PDCAサイクルの一環ですけれども、この自己点検で認識されたということで、その点検結果に沿って、今回、計画上の記載を充実させるというものです。PDCAの仕組みが機能した一つのケースと言えるものと思います。

なお、これについて、上半分で示した現行計画の流れの延長線上として、患者調査のサンプル3,400から、受療行動調査の500を選ぶ方がシンプルではないかというふうに印象を持たれる向きもあろうかと思えます。それが下の流れに変更された理由は、資料の下、※印に記載しましたとおり、両調査の層別区分や抽出率が異なっていて、受療行動調査について先に選ぶ方が効率的であるためということですが、若干口頭で補足します。

患者調査、受療行動調査とも病院を選ぶという意味では同じですが、先に患者調査の3,400を選んでしまうと、その限られた3,400の範囲から受療行動調査のサンプルを選ばなければなりません。しかしながら、患者調査には、受療行動調査が対象にしていない区分があるなど、3,400から500を選ぶということになると制約が生じるそうです。

そこで、まず受療行動調査の500を本来の母集団である基本ファイルから選ぶ、それを患者調査の各層に当てはめた上で、層ごとに必要とされる数を充足させるように、2,900を追加選定する。そうすれば、両調査とも当初の想定に沿ってサンプルが選定できる、このように聞いております。

以上が今回の変更となりますが、今回諮問する二つの調査について、前回答申時、何か課題があったのかということで、次のページに、2点記載してございます。

一つ目は、オンライン調査の更なる推進ということで、細かな運用ですが、電子調査票の多様化あるいはコールセンターの人員増といったことが計画されています。また、調査結果の適切な公表の実現については、先ほど御説明した変更事項の②のところでも今回反映されていますので、そこで併せて議論いただければと思います。

以上が、本来の諮問事項である医療施設調査、それから、患者調査の変更に関する内容でございました。

次のページが、概要資料としては最後のページになるのですが、統計委員会の建議対応でございまして。昨年度における国土交通省の事案を受けた統計委員会の特別検討チームでは、毎月調査など周期の短い調査において、提出が遅れて、本来の集計対象月に集計が間に合わないという調査票、いわゆる「遅延調査票」について、各省がどのように扱っているかということも、点検、確認されたところでした。

その中で、医療施設調査のうち、月次で行う動態調査、こちらにつきまして、遅延調査票の取扱いについて検討、改善が求められています。そこで、本来の諮問事項ではございませんが、建議で示された課題に対する厚生労働省の対応状況についても、今回の諮問のタイミングを捉えて御確認いただけたらと考えているものでございます。

資料の左側では、委員会の建議についてポイントを書いておりますが、その中段、医療施設動態調査におきましては、最新の施設数などを集計するために、遅延調査票についても、提出を受けた段階で集計に加えて、累積値として集計、公表されています。これについて、左下の「建議での整理」と書いている部分ですけれども、現在の取扱いを遅延調査票の取扱い方法の一つとして位置付けつつも、事後的に本来の月に遡って集計に反映することができないかといったことなど、集計の在り方を検討する。それから、遅延の原因を確認して改善策を講じる、このようなこととされています。

資料の右側になりますが、これを受けて厚生労働省では、月別集計自体は引き続き必要と整理しつつも、資料記載のとおり、ポツを四つほど打ってございまして、処理方法については、年内にホームページに掲載する。また、一つ飛びますが、年報については、事象が発生した月に遡って、反映できるか否かについて来月から検証を開始するということが予定されています。

一方で、一番下、右下になりますけれども、遅延調査票の発生原因については、既に都道府県への照会を終えておられて、現在取りまとめ中ということで、できるところから対応を始めておられるという状況です。

部会では、厚生労働省から、これら対応方針や対応状況についても説明を頂き、今後の方向性も含めて御意見をまとめていただけたらと考えております。

以上が諮問概要の説明でございましたが、最後に申し上げた遅延調査票に関して、厚生労働省が建議で示された課題に対応する過程で新たに分かった事実がございまして。

そこで、説明が長くなり、誠に恐縮ではございますが、引き続き資料1-4により、新たに分かった事項と、それに対しての厚生労働省の対応方針についても説明させていただきます。

追加資料でございまして、1ページ目に目次を付けてございます。新たに分かった事項

は二つございます。

一つ目は、建議の際に遅延調査票と認識されていたものと異なる報告形態があったということ、これが資料では2ページから7ページ。それから二つ目としては、課題対応の一環として、動態調査の計画についても見直しをされているということですが、その過程で、計画に追記することが望ましいと思われる事項が出てきたということでございます。これが8ページ目になります。

まず1点目からです。動態調査に関するデータの流れについて、改めてパターンごとに整理したのが2ページ目以降ということになります。

2ページの(1)というのは、言わば通常の流れということで、医療機関が法令に定める事由が発生する都度、都道府県等に届出をします。都道府県等がそれを受けて動態調査票を作成して、厚生労働省に報告する。言わば遅れのないケースと理解いただければと思います。

次の(2)でございますが、こちらは統計委員会の建議におきまして遅延調査票と呼ばれていたものに相当する流れです。医療機関から期日よりも遅れて届出等がなされて、都道府県が、厚生労働省に報告しつつも、本来の集計月の集計に含めることができないという場合です。先般の建議では、この取扱いについて検討課題が示されているところですが、このケースのポイントは、右下に灰色の吹き出しに記載しておりますとおり、調査票上、過去の案件であるということが分かるということです。

次に、(3)になります。これが厚生労働省が新たに認識した事実となります。先ほど、諮問内容の説明の最後にも触れましたが、厚生労働省においては建議対応の一環として先月、自治体に遅延調査票の発生原因を照会されていたのですが、その過程で47都道府県中、少なくとも4県から医療機関における事由発生の年月日ではなくて、都道府県等に対して届出がなされた年月日、これで動態調査票を作成していて、厚生労働省に報告している場合があるという回答が寄せられたとのことでございます。

下の灰色の吹き出しにあります。例えば3月の案件なのだけれども、調査票上は遅延した分であるということが分からないというのが、前のページのcase IIと異なるところでございまして、統計委員会の建議で言われた遅延調査票とは異なる形態ということになろうかと思えます。

次のページは、以上申し上げた三つのパターンを一覧にしたものでございます。まず大きな区分として、当月分として報告されたものと、case IIに該当する遅延調査票に分かれるのですが、当月分として報告されたものの中にも、実質的に遅れのない、言わばcase Iの場合のほかに、今回報告があったような、実際には過去の分だけれども、厚生労働省で認識ができないcase IIIというものがあります。

それでは、このcase IIIですが、どうして発生したのかというのが次のページになります。スライドの下半分に、動態調査票の該当部分の抜粋もイメージで付けてございますが、「届出受理又は処分等」の欄、この欄にいつの日付を書くのかというのがポイントでございます。上の枠囲みになりますけれども、厚生労働省では、この欄の年月日について、調査の実施要領、要するに、記入要領ですが、こちらにおいて、医療機関における事由が

発生した年月日で記入するようにと自治体には指示しておられたのですが、自治体からは、「届出受理」という調査票の項目名を見て、自分たち自治体に届けられた年月日だと認識していたという旨の説明がなされているとのことでございます。端的に申し上げれば、報告者における記入誤りと言えるものになろうかと思えます。

では、厚生労働省はこの発見を受けて、このcaseⅢ、言わば記入誤りについて今後どのように対応していくかというのが次のページになります。上半分の囲みになりますけれども、今回発覚したような記入誤りの発生規模を確認するとともに、将来に向けて発生することのないように、現段階では①から③の対応を行うということで、既に対応を始めておられる部分もあります。

一つ目は都道府県等に対して、令和4年10月分以降について、事由の発生年月日で作成されていない動態調査票があったら、再提出をお願いするという。二つ目、都道府県等に対して、事由が発生した年月日に記入するというのを再徹底する。それも1回ではなくて、継続的に周知するという。そして、三つ目、これは将来的な計画変更となるのですが、動態調査票を作成する際に紛れがないようにするために、調査票の「届出受理又は処分等」という項目、これ自体を誤解のない項目に修正するとのことです。

そこで、これらの対応についても、矢印の下にありますけれども、今後、建議で指摘された課題の対応状況と共に、部会で確認していただければと考えております。これが新たに見つかった事項の一つ目でございます。

次に、最後のページになりますが、建議対応を機に厚生労働省では動態調査の調査計画についても再確認されているということで、その中で一つ見つかったことが9ページ目、最後でございます。要するに、調査計画上、記載が不十分ということで実態とずれているとか調査に変更が生じるというものではありません。

資料の上から参ります。動態調査では、この資料でも御覧いただきましたとおり、基本的に医療機関からなされた届出等に基づいて都道府県等が調査票を作成して厚生労働省に報告するという流れで行われているのですが、この調査は、一番初め冒頭にも申し上げましたけれども、全数調査ということで、得られた情報は医療施設基本ファイルという母集団名簿の整備にも用いられています。そのため、母集団名簿を更新するという観点から、医療施設の住居表示が変更された場合、例えば、何とか本町というのが何とか1丁目が変わったという場合でございますけれども、都道府県等が情報を把握した都度、調査票を作成して、厚生労働省に報告しています。

ただ、今申し上げたとおり、住居表示の変更は専ら母集団名簿更新のための情報収集ということで、それ自体が集計に使われるというわけではありません。このようなデータの取扱いが今の調査計画には明記されておりません。

そこで、厚生労働省としては、今後、具体的には先ほど申し上げたcaseⅢの関連で調査計画を変更する際に、併せてこの部分についても手直しをしたいということで、こちらも部会において対応の方向性について確認をお願いできればと考えております。

以上、諮問の概要と追加資料ということで、説明が大変長くなり申し訳ございませんでした。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことにいたしますが、今回の審議においては、今も説明がありましたとおり、通常の変更申請の諮問審議に加えまして、建議で示した課題への対応状況についても併せて審議をお願いいたします。

厚生労働省におきましては、既に建議で示された課題対応に着手されているとのことでしたけれども、追加資料で説明された内容は、そのプロセスで明らかになった事実とのことでした。私としては、課題に取り組む過程で見つかったものであり、厚生労働省におかれましても、その改善に向けた対応に着手されているということでしたので、よりよい統計のため、統計の改善に引き続き対応していただきたいと考えております。部会での確認はどうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本調査の審議のため、資料3-2に記載されておりますように、康永秀生専門委員について、人口・社会統計部会の審議に参加していただくことにいたします。

ここで何か委員の皆様方、臨時委員の皆様方から御質問等あれば、よろしくをお願いいたします。

特に御質問等ないようですので、私からコメントしたいと思います。

今回諮問された医療施設調査は、医療施設の数や活動状況を把握する全数調査、また、患者調査は、医療施設を利用する患者の傷病などの実態を把握し、傷病分類ごとの患者数などを推計するという統計調査です。

今回の申請においては、調査事項の変更のほか、ニーズの高い確定数の公表の早期化ということが予定されていることは望ましい変更ではないかと考えます。また、患者調査において、調査計画の記載を修正するということについては、先ほど申し上げましたけれども、PDCAサイクルに基づく自己点検を契機とするものであり、公的統計の品質向上の一環として設けた取組の成果の一つと言えるのではないかと考えます。

先ほど申し上げた建議への対応状況も含め、確認事項は少なくはないのですけれども、津谷部会長を始め、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**津谷委員** 承知いたしました。

○**樫委員長** それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第168号 漁業センサスの変更について、総務省政策統括官室から御説明をよろしくをお願いいたします。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 引き続き内山から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料としては、今度は資料2-1と2-2になります。先ほど医療施設調査と患者調査については、厚生労働大臣からの申請を受けたものでございましたが、本件は農林水産大臣からなされた漁業センサスの変更申請を受けて、承認の適否の判断をする、その手続の一環として、皆様の御意見をお聞きするというものでございます。

具体的な説明につきましては、資料2-1の概要資料で行わせていただきます。

まず1ページは、他の諮問のときと同様、諮問する調査と他の主な統計調査との関係について、図にまとめております。今回、本件につきましては、基準年と中間年という関係

ですけれども、漁業の基本構造については、今回諮問する5年周期の漁業センサスと、センサスの中間年の動きを見るためにサンプル調査として行われている漁業構造動態調査、この二つが主な調査としてあるということを御認識いただけたらと思います。

それでは、漁業センサスの説明に入ります。2ページをお願いいたします。調査の概要ということで、この調査は5年周期でございますので、前回、平成30年・2018年に行われた調査の概要をまとめております。

調査の目的は、漁業の生産構造や就業構造のみならず、水産物の流通加工といったことも含めた実態を明らかにするというもので、調査の構成につきましては、真ん中の表で記載しておりますが、その左の欄にありますとおり、海面、内水面、そして、漁業に密接に関連する事業として流通加工、大きくこの三つに区分されます。このうち、海面と内水面につきましては、それぞれ経営体に対する調査と組合に対する調査で構成されています。

なお、経営体というのは、法人や団体だけではなくて、農林漁家のように世帯において業を営まれる方々が多数いらっしゃるということを踏まえた農林水産業独自の概念でございます。

また、調査系統でございますが、調査票の①、海面漁業の経営体調査、こちらについては報告者数も多く、地方公共団体の方々の御協力を頂いて行われていますが、それ以外の②から⑥の調査票については、これまで農林水産省の地方組織を活用して行われています。後ほど御説明いたしますが、今回の変更では、この調査系統、そして、調査方法が大きな変更事項となっております。

調査の概要は以上のとおりですが、3ページでは、利活用の一例を挙げております。施策上や財政上の利用のほか、本調査が全数調査として行われることから、調査により得られた情報は、他の統計調査の母集団情報として用いられております。1ページ目で触れました中間年調査である漁業構造動態調査、こちらにも漁業センサスの情報を母集団として行われています。

では、今回予定されている変更点は何かということについて、4ページ以降で説明をいたします。

大きな区分で申し上げますと、調査系統、調査方法、調査時期、そして、調査事項の見直しということが予定されているのですが、調査事項の変更は小規模な追加のみということで、今回の変更のメインは、調査系統と調査方法になります。

なお、系統と方法の変更は、一体的な見直しですが、この資料では便宜、スライドを分けて書いてございます。

まず、4ページの調査系統の変更です。資料では、前回と今回の比較表の形で載せておりますが、調査の概要でも申しましたとおり、②から⑥の調査票については、前回まで、農林水産省の地方組織を系統の一部として実施してまいりました。これを今回、調査の一部、具体的には、調査票の②、④、⑤、こちらについて全面的に民間委託を導入するほか、③と⑥については、一部の事務を本省で直接行い、これらにより、地方農政局等の業務負担の削減が計画されています。

次に、5ページが調査方法の変更になります。こちらにも調査票ごとの新旧形式で表を載

せておりますが、前回まで調査票により様々な調査方法が混在しておりました。これについて、今回、変更点は3点ございます。

1点目は、①の海面漁業の経営体調査については、調査員調査は維持されるのですが、調査票回収の際、郵送回収も方法として加えるということです。

2点目が、今回の変更により民間委託したり、あるいは農林水産省本省と地方農政局等で事務を分掌・分担する②から⑥の調査票については、原則、郵送、オンラインに統一するということです。

そして3点目ですが、オンライン調査について、漁業センサス全体として、eMAFFと言われる農林水産省の独自システムを利用することが計画されています。eMAFFについて初めて耳にされる方もいらっしゃるかもしれませんが、脚注にも記載しましたとおり、eMAFFというのは、農林水産省の関係法令に基づく各種申請、届出、報告、それに関する一括システムのことで、農林水産省への手続だけではなく、農林水産関連で地方公共団体に対して行う手続、これらについても包括的にカバーできるシステムとのことでございます。

これまで漁業センサスのオンライン調査は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、いわゆるe-survey、それから、電子メールが用いられてきたのですが、なかなかオンラインの回答率が伸びないという状況がございました。

そこで、eMAFFであれば、一度登録すれば、他の農林水産関連の各種手続もオンラインで対応できるということで、今後の手続のオンライン化を進める契機としても一度利用してみようということで、言わばトライアルとして今回計画されているものでございます。

次に、6ページ目、調査の実施期間の変更です。前回までは海面と内水面については、10月15日から11月20日ということで、ほぼ1か月、流通加工に関しては、お正月明けから大体3週間程度という期間で行われていたのですが、海面漁業の経営体調査につきましては、事務を担当して下さっている地方公共団体の方々から、余裕を持った実施スケジュールで対応してほしいという御要望があるほか、今回の変更で民間委託する調査については、確実な回答を頂くために、実施機関への配慮が必要といったこともあり、公表時期は動かさないのですけれども、各調査票とも2か月程度の期間を設定して、より円滑に調査が行えるようにするということが計画されています。

変更事項の最後、7ページ、こちらが調査事項の変更になります。今回は資料に記載した水産エコラベル、それから、輸出に関する項目追加が代表的な変更で、あとは、外的要因の変更に伴う機械的な変更であったり、調査票のレイアウト、文言修正というもので、実質的なものとしては、大きな変更は予定されておられません。

なお、今回の変更で、私自身も水産エコラベルというのを初めて聞いたのですが、これにつきましては、脚注に記載しておりますが、要するに、環境に優しい方法で漁獲あるいは生産された水産物を消費者が認識できるように、そのような水産物にはラベルを表示するという制度だそうでございます。

以上が本調査について今回予定されている変更内容となります。御審議のほどよろしく

お願いいたします。ありがとうございます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細につきましては、同部会で審議いただくこととなります。

なお、本調査の審議のために、資料3-1を御覧いただければと思うのですが、本日付で、三木奈都子氏を新たに専門委員として任命し、資料3-2のとおり、産業統計部会の審議に参加いただくことになりました。

ここで何か御質問などあれば、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。御質問がないようですので、私からコメントいたしたいと考えます。

漁業センサスは、我が国漁業の基本的な構造を把握する重要な統計調査でございます。今回は、調査事項の変更は小規模であり、主として、調査事務の負担軽減や、調査票の円滑な回収を考慮した調査系統あるいは調査方法などの変更が計画されています。限られたリソースの中で、必要とされるデータの把握を着実に継続していただくことは大変重要なことと考えております。

川崎部会長を始め、産業統計部会に所属の委員の皆様方、審議のほどよろしくお願いいたします。

○**川崎委員** 承知しました。よろしくお願いいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況についてです。人口・社会統計部会での住宅・土地統計調査の変更に関する審議状況につきまして、津谷部会長から御報告、よろしくお願いいたします。

○**津谷委員** それでは、資料4により、住宅・土地統計調査の変更に関する人口・社会統計部会の審議状況について報告いたします。

本件については、先月の統計委員会で諮問された後、1回目の部会を12月5日に開催いたしました。

それでは、資料4の表を御覧ください。今回の変更は、標本設計、調査事項、集計区分、調査方法と、大きく四つに分かれておりますが、1回目の部会では、標本設計と調査事項について審議いたしました。

まず、「標本設計の見直し等」の①でございます。標本調査区数の算定方法を見直して、報告者数を削減することは、本委員会が前回答申の際に示した課題を踏まえて検討された結果であり、結果精度を維持しつつ、報告者負担及び調査現場の事務負担を軽減するものであり、適当と判断いたしました。

これについて、審議協力者として御参加いただいた地方公共団体の方々からも、この調査については、統計調査員の事務負担が特に大きいということもあり、調査全体として、報告者数が削減されることに賛同するという御意見が出されました。

ただ、市町村ごとの状況を個別に見ますと、それぞれの居住形態、居住状況が異なり、標本調査区数が増加する自治体の一部が生じているということでした。今後も現場の負担について配慮を求める意見が寄せられました。

次に、②に移りたいと思います。②については、人口1万5,000人未満の町村について、

一定の精度を確保して結果表章するためには、標本配分の対応だけでは足りず、現在の約3倍の標本調査区数が必要となることから、報告者負担や調査現場の事務負担の大幅な増加が見込まれる一方で、それに見合うニーズが乏しいということを踏まえて、見直しを行わないということを適当と判断いたしました。

また、③の層別基準の変更につきましては、母集団のよりよい縮図となる標本を得るために見直すということであり、適当と判断いたしました。

次に、(2)調査事項の変更についてです。④は、住宅に住んでいる世帯のうち同居世帯に関して、⑤は、住宅以外の建物に住んでいる世帯に関して、いずれも調査の簡素化・効率化を図るものです。これについては、同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の全世界帯に占める比率がごく僅かである中で、統計調査員の事務負担と、必要とされる調査事項の範囲とのバランスを考慮したものであり、適当と判断いたしました。

部会での主な意見ですが、同居世帯については、前回調査まで、統計調査員が住宅を訪問した際、生計を別にしている同居世帯が居るか否かを逐一確認して、同居世帯がおられる場合には、別途調査票を渡して記入をお願いするという方法が取られておりました。今回、この方法が大きく変わることにより、調査票の記入漏れが生じないように、同居世帯の定義について十分に周知する必要があることや、集計後に、前回調査の結果と比較することなどにより、同居世帯の把握方法の適切性について検証する必要があるとの意見が出されました。

次に、④と⑤以外の調査事項の変更についてです。「審議の状況」欄を御覧いただければと思います。変更自体については、おおむね適当と判断をいたしました。いくつかの御意見を頂きました。

資料の次のページに記載されておりますが、このうちの一目と二つ目の御意見は、今回の変更についてのもではありませんが、一目は、調査票のロングフォーム、つまり調査票乙を念頭に置いたものです。様々な社会情勢の変化などを考慮して、将来的に本調査で焦点を当てるべき調査事項や、より効率的な調査方法を再検討していくべきであるという御意見でした。

これについては、先月の統計委員会においても、川崎委員から、本調査の調査票乙については、報告者の負担が大きく、今回の調査結果の利活用状況を踏まえつつ、将来的に負担軽減を検討してほしいという御意見を頂いたところです。

答申案を審議する際、これらの御意見をどのような形で盛り込むかについて十分検討したいと考えております。

また、資料の次のページになりますが、空き家の把握についても御意見を頂きました。調査結果の情報提供の在り方、そして、今後の空き家の把握方法について、ほかの調査との役割分担を検討することに関するものでございます。

最後に、その下の部分に記されている御意見は今回の変更に関するものです。今回の調査では、「高齢者等のための設備等」という設問の選択肢に、「浴室暖房乾燥機」を追加することとしております。この設問の「高齢者等のため」という修飾語は、回答を記入していただくに当たっての例示にすぎません。ですので、世帯に高齢者が居住されていなくて

も、その設備があれば記入していただくことが想定されておりますが、「高齢者等のため」という修飾語があるために、逆に、高齢者がいない世帯において記入漏れが生ずるのではないかという御懸念が部会構成員から示されました。

そこで、この点については、調査実施者である総務省統計局に引き取っていただいて、検討していただくことといたしました。次回の第2回部会において、引き続き審議する予定です。

最後に、2回目の部会は明後日の12月23日に開催を予定しております。そして、そこで一通りの審議を終えたいと考えております。それを踏まえて、来年1月の統計委員会で答申案をお示しできたらと思います。

以上が第1回部会での審議状況についての説明です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと考えます。今回の変更自体については、適当ないしはおおむね適当との判断がなされているようではございますけれども、部会におきましては、調査計画の変更だけではなく、今後の住宅・土地統計調査の在り方などについても、貴重な示唆が得られた、そういう御報告だったと思います。諮問の際に、統計委員会に示された意見につきまして十分に考慮いただいているということですので、これらを踏まえながら、次回部会の審議あるいは答申案の取りまとめについてもよろしくお願ひしたいと考えます。

津谷部会長を始め、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、引き続き審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**津谷委員** 承知いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。これも部会の審議状況についてです。サービス統計・企業統計部会での法人土地・建物基本調査の変更に関する審議状況について。これは菅部会長から御報告よろしくお願ひ申し上げます。

○**菅委員** それでは、法人土地・建物基本調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。本件については、先月の委員会で諮問された後、12月2日に部会を行いましたので、資料5に基づき説明いたします。

まず、(1)調査系統及び調査方法の変更については、①として、調査対象のうち、会社以外の法人について、これまでの都道府県による調査票の回収業務を取りやめ、国土交通省において一括して実施するものです。これについては、都道府県の事務負担軽減に資するものであるとともに、国土交通省は増加する業務も含めて、民間事業者に委託するための必要な予算を確保し、民間事業者の選定・管理を適切に行うこととしていることから、適当と整理しました。

②については、報告者に対してこれまで郵送配布していたオンライン回答用のログイン情報について、電子メールによる配布を可能とするものです。これについては、オンライン回答の促進と調査事務の効率化に資するものであること、また、個人情報保護や誤送信

の防止などの観点からも必要な対応が取られることを確認できたことから、変更の方向性自体は了承されました。

ただし、報告者が提出した回答内容を修正する際に、電話のほか電子メールでも対応できるようにすべきではないか。あるいは、システム上で報告者が回答内容を修正できるよう検討する必要があるとの意見がありましたので、国土交通省に対して検討を求め、次回の部会において改めて説明していただくようお願いしております。

次に、調査票Aの変更についてです。調査票Aは、国内に本社等を有する約49万法人に対して、所有する土地、建物の状況について調査するものです。

①については、法人が所有する宅地などについて、前回の平成30年調査の「今後の保有等予定」及び「転換予定」の関連性を踏まえ、「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合を行うものです。

調査票のイメージは、同じ資料5の3ページを御覧ください。これについては、前回答申時の今後の課題に対応するものであり、統計表の表章上も大部分において前回結果の比較が可能となっているなど、利活用上の支障はないことから変更の方向性自体は了承されました。

なお、委員からは、所有者不明土地などの問題を踏まえ、土地の管理状態に着目することも将来的には重要ではないかとの意見もありましたので、答申案作成時に意見の取扱いを検討する予定です。

次に、②については、法人が所有する「工場敷地にある建物」のうち、延べ床面積200平方メートル未満の建物について、敷地数、床面積を合算回答する方法に変更するとともに、「工場敷地にある建物」における「建物の有形固定資産額」を削除するものです。

調査票のイメージは4ページを御覧ください。合算回答に変更することについては、利活用上の支障は特段生じないとのことであり、また、建物の有形固定資産額については、国土交通省が法人所有の建物を対象に実施している「建物資産額推計」で代替可能であり、こちらも利活用上の支障は特段生じないとしていることから、変更の方向性自体は了承されました。

ただし、中長期的には、「建物資産額推計」を行う意義をSNAなどとの関係も精査した上で整理することが必要ではないかとの意見がありましたので、今後、答申案作成時に意見の取扱いを検討する予定です。

続いて、③については、法人が所有する延べ床面積200平方メートル以上の建物について、建物の利用現況の選択肢に、「工場」及び「貸会議室・シェアオフィス」を追加するものです。

調査票のイメージについては、5ページを参照ください。これらのうち、工場については、②のとおり、工場敷地以外と工場敷地の区分が廃止されるために追加するものであり、貸会議室・シェアオフィスについては、リモートワークの増加などを踏まえた政策ニーズに対応するものであることから、変更の方向性自体は了承されました。ただし、5年に一度の本調査で様々な形態のシェアオフィスを適切に把握できるのか、調査研究や1回限りの一般統計調査で把握してもよいのではないかとの意見がありましたので、答申案作成時

に意見の取扱いを検討する予定です。

④については、標本設計について、前回調査以降に把握した法人の土地保有状況を踏まえて、広大な土地を保有している業種等を全数階層として設定するものであり、適当と整理しました。

次に、(3) 調査票Bの変更については、法人の名称は、調査票Aにおいて把握することができるため削除するものであり、適当と整理しました。

次に、(4) 調査票Cの変更については、従前、年次の一般統計調査である土地動態調査の調査事項を、本調査の調査票Cにおいて把握していましたが、令和元年に、土地動態調査に代わり、土地保有・動態調査が新設されたため、それに合わせて、調査票Cを変更するものであります。

これについては、土地保有・動態調査を本調査の一部として実施することにより、土地の所有状況とその変動要因を一体的に分析することが可能となり、報告者負担の軽減や事務の効率化にも資することから、変更の方向性自体は了承されました。

ただし、調査票の記入内容について、計算書類等のチェックができるような仕組みを設けるべきではないかとの意見がありましたので、国土交通省に対して検討を求め、次回の部会において説明していただくようお願いしております。

次回の部会では、残りの変更事項と、前回答申における今後の課題への対応状況のほか、基本計画への対応状況についても審議を行う予定です。

また、個々の論点について一通り審議を終えた後、前回の統計委員会でいただいた御意見も踏まえて答申案の方向性について審議し、次回の統計委員会に向けて、答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。

川崎委員、手が挙がっています。よろしく願いいたします。

○**川崎委員** ありがとうございます。川崎です。御説明ありがとうございました。丁寧に検討されていることがよく分かりました。その上で資料の(1)の②、オンライン回答のためのログイン情報の電子メールによる配布について、コメントさせていただきたいと思います。方向性としては、これで恐らくよろしいのだろうと思います。利便性の向上とセキュリティリスクの低減のバランスを取りながら、利便性の方がやっぱり重要であり、リスクの低減を図っているということで結構なことだと思うのですが、その上で、私がやや一抹の不安を持ちますのは、こういうものは必ず成功するとは限らないということを頭に置いて対応する必要があるのではないかという気がするのです。万が一、ログイン情報の配布間違いがあったときに、そのリカバーの方法も、是非、国土交通省において準備していただきたいということで、その辺りも念のため御確認いただけたらと思います。既に確認をいただいているということであれば結構ですが、その点が1点、気になっております。

それから、委員からの御意見で、中長期的には、システム上で報告者が回答内容を修正できるように検討する必要があると書かれていることから類推すると、これは提出した後から追記・修正などができないようなシステムになっているというのが今の設計上の現状なのだろうと理解いたしました。

私は、この御意見について、恐らく今のような電子メールでの配布の場合ですと、2回目のログインで訂正する際に、他の悪意のある者がなりすましでログインして、これまでの記入情報を見るというリスクが結構高いので、セキュリティの観点からすれば、そういう回答内容を後から修正できるようにするという点については、やや慎重に考えていただいたほうがいいのではないかと思います。それは今回のところで多分そうになっていないのだろうと思いますので、そういうことで私は一応、この文面を見ながら考えたということです。

以上、コメントということですが、御参考になればと思いました。

○**樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございました。菅委員、何か部会として今のようなコメントに関して御検討いただくということによろしいでしょうか。

○**菅委員** 検討させていただきます。大変ありがとうございます。

○**樫委員長** はい。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。第1回の部会では、今回諮問された変更点のうち、調査方法や調査事項の見直しの方向性については了承されました。しかし、報告者の利便性や報告内容の正確性の向上を図るための改善意見、あるいは、本調査にとどまらない関連統計の整備に関わる御意見なども提示されたと認識しております。また、今、統計委員会の中で利便性の問題とセキュリティの問題について、いろいろなことをきちんと考えたらという意見も頂戴しました。

次回の部会では、残された論点のほか、答申案の取りまとめの方向性について審議されることですので、菅部会長をはじめとして、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方には、引き続き、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**菅委員** 承知いたしました。ありがとうございます。

○**樫委員長** よろしく願いいたします。

○**萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会ですけれども、調整中ですので、決まりましたら別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○**樫委員長** よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第186回統計委員会を終了いたします。御審議どうもありがとうございました。